

医政メモ Q&A

改正された臓器移植法案について

平成21年度第171回通常国会で新しい臓器移植法案（臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案）が成立しました。旧来の臓器移植法と、新しく改正された臓器移植法の違いについて解説いたします。

Q：これまでの臓器移植法案はどのようなものですか。

A：我が国では、いわゆる「心臓死」を死の定義として用いてきました。臓器移植における「脳死」後の臓器摘出への道を拓くため、平成2年から2年間の臨時脳死及び臓器移植調査会（脳死臨調）の審議を経て、平成9年に国会で成立した法律が、臓器提供の場合に限って「脳死」を死と認める臓器移植法（臓器の移植に関する法律）です。

Q：臓器移植法で移植はどうなりましたか。

A：法律が成立して12年たち、その間に脳死からの臓器提供は81例にとどまっています（日本臓器移植ネットワーク、平成21年2月9日まで）。脳死に関する一般の理解は進みましたが、実際に臓器提供される場合には、臓器提供意思表示カード（ドナーカード）などの「本人の書面による臓器提供の意思表示」が必要であり、実際の提供例は多くありません。民法を参考に15歳以上の者の意思表示を有効としたことから、15歳未満の臓器提供も行われていません。小児の臓器移植を求めた海外渡航も続いています。

Q：なぜ改正が必要なのですか。

A：臓器移植法の附則には3年後の見直しが記載されていますが、論議は行われてきませんでした。臓器移植が増えないこと、15歳未満の移植ができない問題に加えて、世界保健機構（WHO）が平成21年5月に渡航移植の

禁止を含む指針を採択する予定となったことから（新型インフルエンザ対策で延期が決定）、改正の機運が高まりました。

Q：どのような点が新しくなりましたか。

A：これまでの法律は、脳死が移植に限って人の死でした。新しい法律では、脳死が一律に人の死になり、定義が一元化されました（脳死判定を拒否することはできる）。本人が拒否しない限り、家族の同意で移植が可能になりました。その結果、15歳未満でも家族の同意があれば、臓器移植ができるようになりました。書面の表示があれば、これまで認められていなかった親族への優先移植が認められました。政府や自治体が移植医療の啓発、知識普及に努めることや、虐待を受けた子供から臓器提供させられないよう措置することも明記されています。

Q：新しい法律に対する不安点はありますか。

A：この法律は、1年後に施行することになっています。脳死の概念が本当に一般に受け入れられるか不安があります。小児では脳死判定が難しいこと、判定後に回復する例があること、虐待児から提供される不安があることから小児の脳死に関するガイドラインの設定も必要となります。現在のドナーカードの国民所持率は5%未満ですが、運転免許証や医療保険の被保険者証を通じて全国民に対する臓器提供の意思表示の義務付けになる可能性があります。

Q：他の法律案はどのようなものでしたか。

A：今回成立した法律案はA案と呼ばれました。他に衆議院では、臓器提供年齢を12歳以上としたB案、脳死判定を厳密化したC案、

15歳未満では第三者の確認を求めたD案が提出されました。衆議院でA案が通過し参議院に送られた後で、脳死の定義を現行法と同じにした修正A案、15歳未満は「子ども臨調」で1年かけて新たな検討を求めたE案が提出されました。(表1参照)

Q：日本医師会の反応はどうか。

A：法案審議の過程で日医の木下勝之常任理

事は、一律に脳死を死の定義とすることについて「臓器提供を前提としたときに限って死体と定義している現行法を踏襲することが、最も現実的な臓器移植法案改正案だと考えられる」、A案の規定している死の定義については「国民のコンセンサスは得難い」との見解を公表しています。

(政策部担当理事 笹本 洋一)

表1 提出された臓器移植法の改正案

	現行法	A案	修正A案	B案	C案	D案	E案
提供可能年齢	15歳以上	年齢制限なし	年齢制限なし	12歳以上	現行法と同じ	年齢制限なし(15歳未満は第三者の確認が必要)	年齢制限なし(15歳未満は1年かけて検討)
脳死の扱い	臓器提供の場合に限り人の死	一律に人の死	現行法と同じ	現行法と同じ	現行法と同じ、脳死判定の明確化を追加	現行法と同じ	一律に人の死
提供の条件	本人の意思表示と家族の同意が必要	家族の同意で可能	家族の同意で可能	現行法と同じ	現行法と同じ	現行法と同じ	家族の同意で可能
国会採決	平成9年成立	衆参可決	参院否決	衆院廃案	衆院廃案	衆院廃案	参院廃案